
令和8年 第2回 日之影町議会定例会会議録（第2日）

令和8年6月9日（火曜日）

議事日程（第2号）

令和8年6月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（7名）

1 番	久保 優一君	2 番	高舘 英嗣君
5 番	一水 輝明君	6 番	河野 學君
7 番	甲斐 徳仁君	8 番	小谷 幸治君
9 番	甲斐 睦彦君		

欠席議員（1名）

3 番 小川 輝久君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 甲斐 清保君 録音係（総務課補佐） 工藤 良子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤 貢君	副町長	甲斐 敏弘君
教育長	橋本 範憲君	総務課長	平川 浩二君
地域振興課長	押方 誠君	会計管理者	津隈 富美君
町民福祉課長	関 雅人君	税務課長	福川 勝志君
農林振興課長	工藤 庄吾君	建設課長	春田 直人君
保健センター所長	甲斐 康弘君	教育次長	平川 誠二君

午前10時00分開議

○議長（甲斐 睦彦君） おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、大変御多用のところ、議会傍聴においでいただきまして誠にありがとうございます。

今日は、町内小学校6年生及び教職員の皆さん、人事院公務員研修所の初任行政研修として、警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省の皆さんが傍聴されます。誠にありがとうございます。それでは、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（甲斐 睦彦君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、高館英嗣君、久保優一君、以上2名から通告がありましたので、一般質問を通告順に行います。

初めに、高館英嗣君の質問を許します。高館英嗣君。

〔議員登壇〕

○議員（2番 高館 英嗣君） それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

日之影町における地域インフラ維持について、町長に対して質問をいたします。

本町を含む西臼杵地域は、急峻な中山間地域であり、人口減少と高齢化が急速に進行しております。そのような中、地域では現在も草刈り、用水路管理、獣害対策、公民館維持など多くの共同作業が行われています。

しかし、それらは単なる地域活動ではなく、地域そのものを維持するための活動ではないかと私は考えております。

特に西臼杵地域では、農林業は単なる産業ではなく、防災、景観維持、集落維持、生活基盤維持という地域インフラとしての役割を担っているのではないかと思います。

今日は、農林業イコール地域インフラという視点から、町長に対して質問を4項目行います。

本町では、農地の維持、山林管理、用水管理などが日常的に地域住民によって行われています。もし、これらが行われなくなれば、農地は荒廃、獣害拡大、倒木、水路が使えなくなったりと、いろんな問題が発生してきます。結果として、行政負担も大きく増加するものと考えられます。つまり、農林業は単に所得を生み出す産業というだけではなく、地域を維持するためのインフラ整備事業としての役割を持っているのではないかと考えることができます。

そこで、1点目、本町における農林業が持つ多面的役割の認識について伺います。

次に、集落維持に係る住民負担についてです。

現在、自治公民館や集落では、草刈り、用水清掃、景観維持、公民館管理など、多くの共同作業が行われています。また、そのために集落の維持費として公民館費を住民は負担しています。地域によって差はありますが、年間数万円程度の負担になっているのではないのでしょうか。さらに、人口減少・高齢化が進む中で、共同作業に対する１人当たりの負担が大きくなっているのではないかと考えることができます。

私は、住民が現在負担しているこれらの費用や労力は、実質的には地域インフラ維持費ではないかと考えております。

そこで、２点目は、集落維持における共同作業や住民負担についての在り方について伺います。次に、森林環境譲与税についてです。

森林環境譲与税については、森林整備、人材育成、里山管理など幅広い活用が可能となっております。本町のような中山間地域では、支障木の伐採や集落周辺山林管理下草刈りなど、生活環境維持と森林管理が密接に関係しているのではないかと考えることができます。

なお、現在の中山間地域直接支払制度とは、農地維持において重要な制度であり、既存制度として維持していくべきものであることで、その上で森林環境譲与税を活用し、集落維持を補完していくことが必要であると考えられますので、３点目は、森林環境譲与税の活用状況と今後の活用方法についてお伺いいたします。

最後に、地域インフラ維持事業についてですが、本町には現在も自治公民館制度や共同作業文化が残っております。これは全国的に見ても珍しいものではないかと考えることができます。自助・共助・公助という観点からしても、特にその点は珍しいところだと思っております。

そこで、草刈り、景観維持、支障木処理、集落周辺管理などについて、自治公民館、集落を主体とした地域インフラ維持事業とする仕組みを今後検討できないかと考えます。これは農業政策ではなく、防災、景観維持、集落維持を目的とした地域政策としての側面を持っていると考えられるので、４番目、自治公民館や集落を主体とした地域インフラ維持事業についての見解を伺います。

後の質問は、自席にて行います。

〔議員降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 本日は傍聴においでいただきました皆さん方にお礼を申し上げたいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、高館英嗣議員の日之影町における地域インフラ維持についての１点目、本町における農林業が持つ多面的役割の認識についての質問にお答えをいたします。

農林業は、農産物や木材の生産という経済的機能だけではなく、国土の保全、水源の涵養、土砂災害の防止、生物多様性の保全、美しい景観の形成など、多面的な機能を有しており、町民の生活を支える重要な役割を担っております。

本町は総面積の約9割を森林が占める中山間地域であり、急峻な地形の中で営まれてきた農林業活動によって、農地や森林が適切に維持管理されてきました。その結果として、災害の防止や水資源の確保、さらには地域固有の景観や文化の継承にもつながっております。

また、本町は世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域に認定されており、先人から受け継がれてきた農林業の営みそのものが地域資源として高く評価されております。近年は人口減少や高齢化、担い手不足などにより農林業を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、農林業が有する多面的機能は地域社会を支える重要な基盤であり、その価値は今後ますます高まるものと認識しております。

町といたしましては、農林業を本町の基幹産業として位置づけるとともに、地域の安全・安心な暮らしを支える重要な社会基盤として捉え、担い手の確保や生産基盤の整備など必要な施策を推進してまいります。

次に、2点目の集落維持における共同作業や住民負担についてお答えをいたします。

農村の景観や集落の維持につきましては、各集落におきまして、自分たちの住む地域は自分たちで維持管理するという自助・共助の精神の下、住民の皆様の共同作業により維持管理をいただいているところでございます。

集落によります道路や用排水路の維持管理をはじめ、遊休農地の草切り、景観作物の作付などの共同作業の取組につきましては、中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金を日当や機械の借上料、燃料費などに活用していただき、費用負担の軽減を図るとともに、町としましても町道などの草切りを集落で行っていただく際には、集落の要望に応じ、タイヤショベル等の重機を提供し、労力の軽減を図っているところでもございます。

また、例年8月を道路ふれあい月間と定め、各公民館に道路清掃等の奉仕作業をお願いしており、その謝礼としまして、些少ではございますが、商品券を配布しているところでもございます。

しかし、近年の少子高齢化に伴う人口減少によりまして、代々培われてきた集落の維持活動に支障が生じている集落があることは認識しているところであります。

また、高齢世帯や独居世帯等の住民の中には、共同作業への参加が困難になってきている方も増えており、共同活動参加者1人当たりの負担も年々大きくなっているとともに、作業中の事故やけがなどのリスクについても大きな懸念材料となっております。

今後、集落の状況などを把握し、自助・共助を基本としながらも、住民負担の軽減を図るべく、行政の支援の在り方などにつきまして、他の自治体の取組等を参考にしながら検討してまいります。

す。

次に、3点目の森林環境譲与税の活用状況と今後の活用方法についてお答えいたします。

森林環境譲与税は、森林整備、その促進に関する施策の財源として国から譲与されるものであり、森林経営管理制度の推進、森林整備の促進、林業担い手の確保、木材利用の促進などを目的としております。

本町は、総面積の約9割を森林が占める森林資源豊かな町であり、森林の適切な管理は林業振興のみならず、防災・減災、水源涵養、生活環境の保全など、町民生活を支える重要な基盤となっております。

これまで本町では、林業従事者住宅の整備や担い手育成支援、コンテナ苗供給体制整備事業、林道沿線の支障木伐採、防草対策、安全装備導入支援などに森林環境譲与税を活用し、森林整備の促進と林業振興に取り組んでまいりました。

一方で、人口減少や高齢化が進む中、地域においては、町道沿線の草刈りや清掃活動など、地域インフラの維持管理を担う人材の確保が課題となっております。森林環境譲与税につきましても、森林整備の促進や森林の公益的機能の維持に資する取組であれば、地域課題の解決につながる活用の可能性について、検討の余地があるものと認識しております。

しかしながら、活用に当たりましては、法の趣旨や国の運用方針との整合性、国民への説明責任、既存事業との役割分担などについて十分整理する必要があります。

町といたしましては、森林環境譲与税の趣旨を踏まえながら、国の見解や先進自治体への事例も参考にし、地域インフラの維持や担い手確保につながる新たな活用の可能性について研究してまいります。

次に、4点目の自治公民館や集落を主体とした地域インフラ維持事業についての見解についてお答えいたします。

先ほど来の答弁のとおり、町道や林道などの生活道路をはじめ、用排水路や農道などの農業生産基盤施設、水道施設などの農村生活環境施設の地域インフラの維持管理につきまして、公民館や集落が主体となって共同活動に取り組み、集落の維持に努めていただいております。

これらの活動は、地域の安全・安心な生活環境を維持するだけでなく、地域コミュニティの形成や住民同士の支え合いにもつながる重要な取組であると認識しております。

しかしながら、人口減少や高齢化の進行により、共同作業の担い手不足は年々深刻化しており、これまで地域住民のみで維持してきた仕組みを将来にわたり継続していくことが難しくなりつつあります。

最大の原因としましては、地域のマンパワー不足であることを認識しており、地域外からの人材登用や作業の省力化・機械化など地域の負担軽減のための施策について、公民館や集落の意見

を伺うとともに、他の自治体の取組を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（２番 高館 英嗣君） それでは、再質問に移らせていただきますが、集落維持における共同作業、住民負担についてお伺いいたします。

現在、集落作業において、ある地域では出れないときとかにでもペナルティーがあつたりとかという話も伺います。実際、そこに住んでいる方々というのは、やむを得ない事情があつて出れないとか、またあるいは高齢化が進んでいる中で高齢の方は出たいけど出れない。だから実費を払ってでもシルバー人材であつたり頼んで出てもらおうという自助・共助の中で皆さん成り立っていると思いますが、ペナルティー制度であつたり、そういった高齢者の方が誰かを雇って出てもらったりするという仕組み自体をもうちょっとどうにかしないといけないということがあつて今回の提案をさせていただいたところでございます。

移住者にしてもそういうところ、ペナルティーがあるとかというところになかなか移住しづらいという気持ちは出てくると思います。

共助の点は必要なことだと思います。自分たちの住むところは自分たちで守る。ただ、この中に公助の部分が足りないので、今回の質問に至っているのも、この公助をせっかく生かすのであれば、しっかりと町の中で枠組みをつくっていただきたいなというところがございます。

その上で森林環境譲与税がしっかりと使えないかということで調べさせていただいているのですが、これは総務省と林野庁が出しているもので、「森林環境譲与税は森林整備の効果が広く国民一人一人に及ぶものであることに鑑み、国民の皆様の協力の下、創設されたものであります。このため国民の皆様の理解が得られるかという点についても留意して取組を進めるようお願いいたします」という文書もございます。なので、結局使えるところというのは、ある一定程度理解があればしっかりと使えるのではないかなという認識に至っておりますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 高館議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

地域の清掃作業とか奉仕作業等について、地域によっては、今、高館議員がおっしゃったようなことも行われているということも認識をいたしております。

私も高館議員も同じ集落でありまして奉仕作業はやりますけれども、うちの場合、やはり高齢の御夫人お独り住まいの方がおられますけれども、うちあたりの集落では草刈り等の仕事はできなくてもお年寄りの女性の方ができる公民館の中の掃除をしたりとか、できる範囲の中で参加で

きる人はしてもらうというような取組もして、なんとか集落も中程度の集落でありますからできているのかなというふうに思います。

しかしながら、そう言っただけではシルバーさんをお願いしたりとか、そういうこともやられていることも聞いておりますし、実際どこがやっているなというのも分かっておりますけれども、そういったことについて負担がある。先ほど言いましたように、移住を希望されている方についてはそういったことが負担になるということも認識しておりますので、先ほどの答弁がありましたように、自助・共助・公助は基本に持っておかにかんという思いもありますし、その中で、公ができる範囲のことについては、答弁しましたように事例等を踏まえながら研究をしていく、検討していくことは当然のことというふうに認識をいたしておりますので、そういう形でまた取り組ませていただきたいと思いますし、森林環境譲与税については、今、高館議員がおっしゃったような形で国民1人当たりから1,000円もらって、それを配分するという流れでありますから、やはり国民の理解という形をどうやって得るのかというふうに思います。

うちの場合は、割と先駆的にこれを利用させていただいているのではないかなというふうに思います。

まずは林道等でありますけれども、HMブロックといって山から石等があまり落ちて清掃作業に困らないようなこととか、そういうこととか、あと防草、草を切ってモルタリに変えたりとか、いろんな取組をしておりますし、林野庁から出ておるこういった事例というのは多岐に渡りますので、そういう中で逆に言えば提案をして、こういうことをして、国に聞きますと、国の制度に準じて、これは町の財源ですので、町のほうで考えてという言い方をしますけれども、いかんせん、会検対策については国は何も言いませんので、そのあたりをどうやって理論的にちゃんと説明ができる形を取ってやっていけばできるのかなというふうに思いますので、そのあたりもいろいろ考えてやれないかなということを、この質問があった後で勉強会もしましたけれども、担当課にもちょっと考えろという形で指示はしておりますので、そういう形でまた協議ができて、いい方向に進めばいいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） それでは、森林環境譲与税について引き続き伺いますが、林野庁の職員とこの質問をする前にやり取りをさせていただいたところでございますが、林野庁の見解側としても町長の答弁のとおり、自治体に下ろしたもののなので自治体で考えてという答弁は一緒でした。ただ、町道の草刈りを集落単位で行っているという説明を行ったときに、町道だけを言う町道ですかという形だったんですけど、日之影の現状、町道のすぐ裏には山があつて搬出路としても活用されていますと、まして県道においても同じようなことが活用されていますという

話をしたところ、それだったら可能性はありますよねという見解だったので、だったら全然使ってやることはできるのではないかと、これがなぜ個人に下ろさないかと、何で集落単位に下ろすのかというと、個人に下ろしてしまうと、結局、所得に反映されていったりもしてしまいますので、あと自助・共助の観点からすると集落単位で下ろしたほうが集落の中でのコミュニティ形成にも役立ってくるだろうというので、この仕組みをつくっていったらどうかという提案でございます。

また、こういった形でしていった自助・共助の中で、集落の負担費、公民館費であったり維持費も増えていっているのが実情です。うちの集落も上がったんですが、ということは、これ、所得が皆さん増えていっていいけど、その出し分だけが増えていっているというところにもつながってきますので、その分を抑えるためにもこういった取組をしていかないといけないのではないかと。

もう一点あるのは、この中山間地の直接支払制度も、集落協定と個人協定がありますけれども、集落協定のどの部分までがしっかりと集落の中に反映されているのかが見えない。けど、この部分に関しては個人協定もあるから、いじらないほうがいいだろう、であれば、森林環境譲与税をうまく活用して集落維持に使っていけばいいなということで提案させていただいております。

これは、林野庁職員が先進的な事例をつくってくれという回答をいただいております。仮にこれが日之影町で行えるようなことができたとすれば、恐らく林野庁職員も聞いたことがないというところなので、先進的な取組になるのではないかとという提案も踏まえております。ぜひ、今後、人口減少が進む中で、本町としてどうやって集落を維持していくか。集落が維持できなくなってきたら、今日お見えですけど小学生の方たちの地域探求学習、田植えだったり、稲刈りだったり、そういったことにも影響が出てくる可能性も出てきますので、先手先手でしっかりと地域が維持できるような体制を取っていただきたいという願いも込めての質問ですので、どうかしっかりと政策に転換できるよう検討していただけたらと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） ありがとうございます。森林環境譲与税、令和7年度で6,000万を超えるぐらい、日之影町は頂いております。それで仕事をして、先ほど申し上げた林道等々、あるいは担い手対策等の森林整備等使って、まだ残額で基金に積む以外にはありません、今のところは。その額も大変多くなっておりますので、担当課と協議した中ではこれをどうやって、せっかく国民から頂いたお金をこうやって日之影町に配分していただくわけでありますから、有効に使う方策というのは考えていかんといかんよねと、それがハードになるのか、今、高館議員がおっしゃったような地域維持までどのような形で踏み込んでいけるのかというのは、これから国もあり県もありということでありますから、勉強はしていくことは当然のことかなというふ

うに思っております。

私も有効に使わんともったいないなという気は当然思っておりますから、この環境譲与税で住宅を造ったのはうちが真っ先でありますけれども、これはもう何も林野庁はそういうことは考えていなかったのに、林業用住宅という形で2棟造りましたけど、そういうことで提案型はもういいんだろうというふうに思いますので、今後今の御提言いただきながら担当課を含めて事例を調査して取り組んでいくことにしていきたいなというふうには思いますので、また議会におかれましてもいろんな形で国への要望とか行かれるようでありますので、機会があればまたそのような話ができるようであればいただければいいと思いますし、私も一応ずっと林政審議会の委員をさせていただいておりますし、この担当課とか担当部長とかよく知っておりますので、そういった話もさせていただければいいのかなというふうにも思っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 前向きな答弁をいただいたところですが、これで最後の質問になりますが、ぜひ日之影町が率先して取り組んでいただける制度をつくっていただきたいなと思います。住む人あつての日之影町なので、帰ってきたい、そこに住みたいという人が住みやすい環境と、これ制度的なところもあると思います。先ほど町長の答弁もございましたが、せっかく国民一人一人から集めてもらったものが還元されていると、里山がしっかりと保全されているということは川もきれいに保たれることですし、土砂災害も減ってくるだろうと、いつもきれいな道路があるというところで発信力も増してくると思いますので、ぜひ前向きに考えて取り組めるようにしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（甲斐 睦彦君） 答弁は求めますか。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） お答えいたします。

高館議員がおっしゃることと私が思っていることというのは、そう差異はないというふうに思っておりますし、当然、この財源等がこういうのがあれば、それをどうやって使っていけるかというのはやはり国から示されたのみならず、提案もしながら了解を取ればいいのかと思いますので、またそういったことについては勉強し、やっていきたいというふうに思います。

それから、これは余談かもしれませんが、冒頭質問があった農業政策と地域政策ということを高館議員がおっしゃいましたけれども、まさにそうというふうに思います。というのは、最終日に私は先般、ヨーロッパのほうに全国町村会で行かせていただきましたけれども、あの目的は全国町村会も農業政策をもっと地域政策と一緒にやってやらんといかんということで、日本の中山間直接支払制度はもうただその農地を維持するだけという捉え方で、地域政策との集落

を、そこに住む人々の地域をどうやって守っていくのかということがなかなか日本はもう省庁の縦割りで、今日は将来の省庁の幹部が来ておりますけれども、私からのちょっとああいうことを言いよった町長がおったと聞いてほしいので言いますけれども、縦割りで、そこだけがまだなっておりますけれども、もうヨーロッパのEUとかフランスはそれじゃいかんということで、農業政策と地域政策を一緒になって、そして省庁の縦割りじゃなくて提案型で、その地域が提案したら一括お金をやって農業政策をしながらその地域を守るという政策に、もう来年度ぐらいからやっていくという流れになっているようであります。

そういうことで、日本はやはりまだ直接支払制度をもうちょっと効率よく認めるようというように考えているようでありますけれども、先般も自民党のほうからおいでになって日之影の中山間の話をしましたけれども、その中でももう直接支払交付金は町なら町に任せて農業政策と地域政策を一緒になって、やはり交付金的にやっていただければ、それは差が出るかもしれませんが、自治体の。しかし、そういう時代じゃないとなかなかこういうところは守れないという思いでヨーロッパにも勉強しに行かせていただきましたので、まさにこれからはそういうことに取り組んでいく日本にないといかんのかなというふうに思いますので、私も微力ですけど、そういうことは国あるいはまた自分自身も含めて取り組ませていただきたいなというふうに思っております。少々余談でございましたけれども、つけ加えさせていただきます。

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、高舘英嗣君の質問は終わりました。

.....

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、久保優一君の質問を許します。久保優一君。

〔議員登壇〕

○議員（1番 久保 優一君） 質問を始める前に、今回の日之影町地域公共交通について、そして集落支援員について、質問に至った趣旨を説明させていただきます。

日之影町地域公共交通ですが、本町でもまだ免許返納されておらず、自家用車で通っている方から、将来の免許返納した後が不安だなということが時折聞かれます。

これは日之影町がせっかく地域公共交通計画を立てて、すまいるバス、デマンドタクシーなどを運用しているのにも関わらず、少し伝わっていないところがあるなというところを感じたので、周知の思いも含めて、今回一般質問の運びとなりました。

そして、集落支援員についてですが、この制度は2000年初期、2009年か2008年あたりから行われているものでありますが、本町でもまだまだ制度を利用されている方、それと対象集落以外は周知が至っていないので、集落支援員とは何かという観点から質問させていただきました。

それでは、通告どおり、それぞれ日之影町地域公共交通計画について、集落支援員について質

間させていただきます。

まず、1点目、すまいるバス、予約型乗り合い交通の利用状況について伺う。2点目、公共交通の利用促進に向けた取組について伺う。3点目、高千穂町立病院等近隣市町村への地域公共交通延伸について伺う。4点目、適時適切な路線の見直しについての検討状況を伺う。

集落支援員について、1点目、現在の集落支援員の活動状況について伺う。2点目、需要に応じた集落支援員の新たな採用について伺う。

以上です。再質問は、自席にて行わせていただきます。

〔議員降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 久保優一議員の日之影町地域公共交通についての御質問の1点目であり、すまいるバス予約型乗り合い交通の利用状況について伺うについてお答えいたします。

本町におきましては、高齢化の振興や人口減少が続く中、町民の方々の通院、通学、買物、公共施設の利用など、日常生活に必要な移動手段を確保するため、地域公共交通としまして、すまいるバス及び予約型乗り合い交通を運行しております。

まず、すまいるバスにつきましては、町内各地区と中心部を結ぶ交通手段としまして循環線、八戸線、見立線、松の内線、鹿川線及び今別府・樺木尾線の6路線を運行しております。令和7年度の延べ利用人数は4,744人で年々減少しておりますが、一定の利用実績を維持しており、地域住民の生活を支える重要な公共交通としての役割を果たしております。

また、予約型乗り合い交通につきましては、すまいるバスを持続可能な形で運行していくため、一部集落線の見直しや利用者の利便性向上のため、令和6年10月から運行を開始しております。令和7年度の延べ利用人数は2,167人で、自宅付近から指定された目的地まで移動できる利便性等により利用者が順調に増加しております。

次に、2点目の公共交通の利用促進に向けた取組について伺うについてお答えいたします。

地域公共交通の利用促進の取組としましては、広報紙やホームページ等を活用した周知に努めるとともに、いきいきサロン会場での利用案内など、機会あるごとに啓発や周知に努めてまいりました。今後も乗り方や利用例、割引情報を記載したチラシの配布や、すまいるバスの乗車体験の実施など、さらなる利用促進に向け取り組んでまいります。

次に、3点目の高千穂町立病院等近隣市町村への地域公共交通延伸について伺うについてお答えいたします。

高齢化の進展や運転免許返納者の増加などにより、高千穂町立病院をはじめとする近隣市町の医療機関への通院や買物など、移動ニーズが一定程度あるものと認識しております。

一方で、地域公共交通の運行区域を町外へ延伸する場合の運行経費や運行体制の確保に加え、許認可手続や関係自治体、交通事業者との調整など様々な課題に加え、利用者数の見込みや費用対効果についても十分な検討が必要となります。

また、本町の地域公共交通計画では、地域間幹線路線バスであります延岡～高千穂線を軸として、町内の移動サービスの利便性・網羅性の向上を基本目標の一つとして掲げております。高千穂町や延岡市などの近隣市町への移動手段としましては、地域間幹線路線バスであります宮崎交通バスを基本として、その接続を考慮しながらすまいるバスを運行しております。

今後も公共交通ネットワークの軸となる地域間幹線路線バスの需要集約、利用促進を図ることで、持続性を高めるとともに、需要やニーズに応じたすまいるバスの運行に努めてまいります。

次に、４点目の適時適切な路線の見直しについての検討状況を伺うについてお答えいたします。

本町の地域公共交通につきましては、令和４年４月に日之影町地域公共交通会議を設置し、令和５年度から令和９年度までの５か年を計画期間としました日之影町地域公共交通計画を定め、需要や利用者の特性に合わせた交通体系を再構築することで効率性を高め、持続可能で利用しやすい交通環境の形成に努めているところでございます。

これまで地域公共交通会議におきまして、本町における公共交通の在り方について検討していただき、その結果に基づき国土交通省の許可を得まして、令和６年１０月にすまいるバス集落線の再編・廃止及び予約型乗り合い交通の本格運行を開始いたしました。これからも路線の見直し等につきましては、地域公共交通会議での御意見をいただきながら検討してまいります。

今後とも、社会情勢や利用実態の変化を的確に把握し、必要な路線見直しやサービス改善を実施しながら、町民の皆様が安心して暮らせる地域公共交通の維持・確保に努めてまいります。

次に、集落支援員についての御質問の１点目であります、現在の集落支援員の活動状況について伺うについてお答えいたします。

集落支援員とは、総務省が実施する取組で、地域の実情に詳しく集落対策の推進に関してノウハウを持つ方を市町村が委嘱し、過疎地域などの集落を巡回して、情報把握や住民の話し合い支援、活性化の取組をサポートする目配り役の人材制度であります。

活動内容については、主に高齢化・人口減少が進む地域で、集落の維持や活性化を目的としており、集落支援員の報酬や活動費につきましては、国から特別交付税として支援があります。

本町におきましては、平成２２年度から集落支援員を配置し、まずは水源の里となりつつある集落を抽出し、役場職員とともに集落を巡回し、聞き取り調査、集落カルテ作成、現状と課題、将来の在り方等について整理を行ってまいりました。

その後、集落住民の希望する集落活性化対策の実践対策や地域運営組織の発足などのサポートなど、地域との協議や連携などの活動が実を結び、追川上集落に山寿ふれあいくらぶ、樫木尾集

落に巢山の里もんぎゅうが結成され、それぞれ地域住民が主体となり、体験イベント等が実施されるなど、集落づくりや交流人口の増加につながったところであります。

議員御質問の現在の集落支援員の活動状況につきましては、現在1名の集落支援員が週2回、見立、追川、小川平、山附地区等の集落を巡回して状況を把握するとともに、令和6年度からは一部集落での庭先野菜集荷も併せて実施しております。

また、追川地区では、山菜まつりや子供向け体験イベント、秋まつりなどのイベントが定着するなど、地域運営組織の活動継続に努めております。

次に、2点目の需要に応じた集落支援員の新たな採用について伺うについてお答えいたします。

令和8年3月末現在、全国で3,270名、県内では本町を含む8市町村で39名の方が専任集落支援員として活動されております。

また、本町では採用しておりませんが、他の仕事等の兼任で活動を行う兼任集落支援員が全国で3,145名いらっしゃいます。

具体的な活動事例としましては、高齢者サロンの運営やフリーマーケットなどのイベントの開催、地域自治運営委員会の運営、地域の特産品や伝統文化を活用した体験プログラムの実施など、各自治体の実情に沿った様々な活動に取り組んでおられます。

少子高齢化が進行する中、地域での活動が困難となる集落が増えている本町におきましては、地域の維持及び活性化が喫緊の課題でありますので、他自治体での事例を参考にしながら、集落支援員制度のさらなる活用に努めてまいります。

以上であります。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、地域公共交通についてから再質問させていただきます。

1番、すまいるバス予約型乗り合い交通の利用状況についてですが、答弁をいただきました。これが、最近、町内の方から不安視される声がありまして、予約型乗り合い交通が利便性が高すぎて、すまいるバスの乗客が減っているのではないかという話が伺われます。そして、私自身、すまいるバスに乗車して感じたことは、現在乗っておられる方は、私たちが乗って路線を維持していると、しなければならないというお話が見受けられました。このデマンドタクシーが便利すぎて、すまいるバスの乗客が減っているのではないかという点についてお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） お答えをいたします。

答えるにくいというか、すまいるバスから予約型の乗り合い交通を入れた経緯というのは、確かすまいるバスは定時で乗ってようが乗ってまいが運行するわけでありますから、空の車を走らせ

ておるがもったいないという町民からの御意見が多数あって、じゃあ路線を廃止してしまうのはいかんから、じゃあ予約して必要なときにそこに行って町民の移動を助けようということで確か予約型、デマンド型になったというふうに私は理解しておりますので、予約型のほうがやはり必要なときに電話なり予約すれば来ていただける、そしてそこまで行ってもらえるということで非常に便利が高いということで伸びてきているんだろうというふうに思っております。

今、御質問の中にありまして、このすまいるバスがなくなったら大変だから私たち乗っているという御意見は本当にありがたいというか、そういう心配をおかけしているんだなというふうに思いますけれども、今質問があったことについては、もう予約型が増えていますから、そっちで統一しますという一概には言えないいろんな課題もあるというふうに思いますので、このことについては今この場で今の私の思いというか考えでしか述べませんけれども、地域交通会議でそういう意見があれば、今後、極端な話、予約型でみんなやってしまうのか、いや、それじゃちょっとという課題があれば並行していくのか、そういったことを、今、久保議員からもありましたけれども、町民の皆さんの意見を聞いて、どういう形で最善を尽くしてこの移動手段が、私は移動手段の確保というのが一番大事だということを多分去年の選挙のときも、移動手段と買物対策だという形を言ったというふうに思っておりますけれども、やはりこれはどんな形であれ守っていかんやいかん、維持して効率よくやっていかんやいかんという思いがありますので、今の御意見等を踏まえながら地域公共交通会議で検討する、検討というか十分認識を高めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） このとき、地域公共交通について一般質問に当たって考えるに、どこまで利便性に寄り添うかがなかなか難しいところがあると思います。予算と人員は限られておるわけでありますから、ある程度利用する側にも、少しこれは言いづらいところですが、不便を許容していただければならないところがあるのではないかなと私は思っております。それはもちろん、家の目の前にバス停があれば、すぐそこにバス停があれば、みんな助かるわけですが、この公共交通というものは限られたものを地域の皆さんで分け合うという考えもあるのではないかなと、それが恒久的に維持していくための秘訣なのではないかなと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） お答えいたします。

議員として言いにくいことを言っていただいて、まさにそのとおりだなというふうに思っております。ありがとうございます。ただ、やはりどういう形であれ守っていくということはもう大

前提というふうに思いますし、今話がありましたように、以前からすまいるバスの停留所まで集落に1か所だけ、そこまで移動する手段がないが何とかならんかという御意見もあることも聞いております。もうそこまではなかなか厳しい、しかし、その中で今後いつも共助、共助と私言いますけれども、先ほどの他の自治体等ではその地域で誰かがその有償ボランティアでそこまで運ぶとか、いろんな形で共助の中で、有償の中で移動手段を確保している事例というのがありますので、この地域公共交通に限らずそういうことを補完しながら移動手段が確保できていく方向性というのはやはり考えていくことが必要かなというふうに思っておりますので、今の御意見等をいただきながら100%ということはもうちょっと私自身もそれはできないと思いますけれども、できるだけ寄り添ってみんなが、私たちもちょっとは我慢してしょうやねというぐらいの思っていただけのような施策は取っていくことも大事なかなというふうに思っておりますので、そういうふうに取り組ませていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、高千穂町立病院等、近隣市町村への地域公共交通延伸について伺うについて再質問させていただきます。

今までの質問をやっておきながら、なぜこの高千穂町立病院への乗り入れについて質問するのかと、不思議な方もおられると思いますが、これは宮交路線バスに乗って高千穂町立病院に行くのが厳しい方は特別というか、配慮ができないかという質問です。デマンドすまいるバスで日之影町の中心部まで来てバスで乗り継げて一本木で降りられて町立病院に行ける、そしてまた高千穂バスセンターで乗り換えられる方はよしというところなんです、路線バスで一本木で降りまして、坂の上にありますから歩いて上がると少々足腰が辛い方は厳しいと、今後も、現在でも私が聞いたところでは二、三名おられると、タクシーで通われていると、タクシーで日之影の中心部から町立病院まで通うとなるとかなりの費用負担があります。なので、年金生活者の場合はかなりの負担になってくる、これは厳しいなというところがあつて質問に至った次第です。なので、調査の上、要綱を定めて、将来のために条件にかなえばデマンド、予約制などで高千穂町立病院等、高千穂町立病院等って書いてあるんですけど、これは高千穂町病院にもうほとんど限っているんですけど、入口まで乗り入れる制度ができないかという質問です。町長にお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 先ほど答弁をしたことを補足じゃないけど、もう噛み砕いて言いますれば、延岡から高千穂町線、そこを通って高千穂へ行くのはもう地域間幹線という形で国、県、そして町も出して沿線自治体が出してこれを維持しています。これはもう延岡も含めて日之影、高千穂にとっては一番の移動手段の動脈といわれている、TR鉄道がなくなった中で、これは何と

しても守っていかないと。ただ、その乗車密度等が大変厳しい中において、あるいは宮交さんの経営等が厳しい中でそういう違った話が出てくるやもしれません。しかし、これはもう絶対守らなくと。そして、その中において中心部にわざわざ宮交さんもそこを回って、そこを起点に路線をつくっていただいたのは、やはりすまいるバスあるいは予約型で来て高千穂へ行ってもらおうという流れは、これはもう当然今うちの基本中の基本であります。

それを踏まえて、今、久保議員がおっしゃったように高千穂町立病院にも歩いていくのが大変だということについて、そりゃてにやわんわちゅう形はなかなか言いにくいんですけども、しかし、現実としてはやはりそういう流れにおいては、今現時点ではそういう対応をせざるを得ないということは申し上げざるを得ないのかなと思います。

ただ、その中において先ほどこつと言いましたけれども、予約型でそこまで行けるとなったときに、逆に言えば宮交バスじゃなくてそっちで行ったときに乗車密度が下がれば廃止になる。その痛しかゆしというのもあるわけです。じゃあ、そうなったときにそういう何名かの方々に対しては、逆に言えばさっき言ったその集落で有償ボランティアで行ってもらえとか、これは社協と町民福祉課との関連で今ちょっとそういう話をしていますけれど、そういうことを考えながら、今時点では厳しいのかなと思います。ただ、今おっしゃったことはもう十分分かっておりますので、ただここで、はい、分かりました、そういうふうにしますということは言えません。ただ、そういう方々がおらっしゃるということはもう認識をして、法制度とかいろいろ調べて対応は、研究はさせてもらいたいというふうに思います。

○議長（甲斐 陸彦君） 久保優一君。

○議員（１番 久保 優一君） それでは、集落支援員についての質問に移ります。

先ほど来の町長の答弁の中で細かい移動支援、そして公共交通では補えないところという点なんですけれども、これについて集落支援員が補っている参考事例がたくさんあります。近くは椎葉村でございますが、私はこれまでも移動支援など共助・公助・自助など質問してまいりましたが、これ集落支援員制度が一番ぴったりののではないかなというところで今回質問させていただきました。

例えば、サロンの送迎もこれ答弁そのままなんですけど、そこに対して集落支援員ないかな、採用できないかなというところで質問しました。

今回、集落支援員制度について私が調べていく上で、一番行政側が集落支援員制度を導入できないポイントとしてありました。これは住民、集落からのニーズが分からないというところが一番上に上がっております。そして、先ほどの高館議員の質問に対する答弁にもありましたが、「今後、集落の状況などを把握し」、いつもこの集落の問題、課題になると集落の状況を把握するという答弁が返ってきております。この集落支援員の一番大きな仕事として、集落の状況を把

握するというところがあります。なので、まずは集落の状況の把握に集落支援員を募集してはいかがでしょうかというのが1つと、これ状況を把握するに当たって、本町は宮崎大学と産官学連携をすると発表があったわけですが、産官学連携の中で大学と行政側のつなぎ役として集落支援員を採用している事例もあります。この集落の状況を把握するための集落支援員の募集と産官学連携について町長にお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 答弁の前に、町内の小学生、時間が来ましたので、ここで退席をされますので、その後に答弁という形でよろしく願いいたします。

引き続き答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 忘れたっちゃないっちゃけん、集落支援員をうちは今1名ですわ、もっと増やしたいけど、なかなかいないのが実情。だけど、今日答弁したように兼任でもやっているところもある、ほかの自治体があるということでこれを何とかして増やさなきゃいかんという思いは当然あります。

そして、今御提案があった状況把握については、以前、水源の里条例あるいは計画をつくる中で県から派遣していただいた職員を3年間でやってそういう形もしております。

それから状況調査、なかなか進んでいない、それ以降は。ですから、こういう状況を把握することは本当に必要だなというふうに思っています。

産学官連携の話がありましたけれども、今、課題解決でいろんな形を出していただいて、それを連携でどういう形でやるか、学生さんが入ってきてやるのか、あるいは民間が入ってやるのかという形で今そういう取組をしておりますので、この今、産学官連携の中で何かそういうことができないかということの提案については、今、もう担当課長にも話しましたので、そういう形で本当に状況を知ることが一番大事というふうに思いますので、そのことについてはぜひやっていきたいのと、集落支援員を何とかして増やしたい、どういう方法がいいのか、成り手がおられるのか、兼任でもいいからやっていただくのか、そういう形をちょっと今後進めればというふうに思っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） まず、兼任の場合の考え方なのですが、先ほどの高館議員の質問でもあったように共助・自助をされている方がいますが、これ、なかなか本来ほかの集落ではサービスを受けられている場合でも自力でやらなくちゃいけない、これは温度差があると思うのですが、今まで共助・自助、そしてボランティアでやっていた部分に兼任で支援員として専任することで、その部分に予算を割けられないかなというところで兼任は大事だと思います。

こういう募集のかけ方についての再質問が1点目と、この2点目、専任についてはなかなか人

材が見つからないと、多分どこの市町村でも言われているところですが、本町で昨年あたり話が出てきたところが地域おこし協力隊のその後と、緑の協力隊です。本町では事例が既にありますが、緑の協力隊が赴任して、その後も日之影町で何かしたいというときに集落支援員、そして地域おこし協力隊、3年経ったらビジョンを見つけて起業というのが一番いい形なのかもしれないのですけれども、日之影町に来て3年経ったけどまだ起業に踏み切るには難しい、それでも日之影町にいたいという移住者が集落支援員に移行するのは非常にいいパターンだと思います。仕事がないという話が多いんですけれども、集落支援員を仕事としてやりながら次を見つける、そういうパターンもあるのではないかなと思います、町長にこの2点について伺います。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） お答えいたします。

今、久保議員がおっしゃった事例としては、もう名前出していいと思いますけれども旬果工房の岡田君。彼はずっとこういう緑の協力隊やったですか、最初は。それから日之影でやるということで、そういった集落支援員を通じて追川上あたりで知り合ってああいう形で起業しています。

今おっしゃったことは、当然そういう方向性で考えております。現在、緑の協力隊でまだこちらで1年帰らずおられますけれども、あの方いいっちゃねえかなと思いましたけれども、私はまだいっぱいしたいことがある、いろんなことをやってみたいということでそういう形にはまだなっておりませんけれども、今おっしゃったようにそれが終わって、ぜひこちらに来ていただく、滞在していただく、そういう形の人は当然なっただけならばもう一番ベストではないかなというふうに思っておりますので、そういうことについては認識を持って取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 先ほど集落の調査、状況把握、これ行政から集落支援員を通して働きかけていくことも大事だと思うのですが、今まで私は恐らく本当に集落支援員、町内の方、御存じなかった方が多いと思うんです。今回、一般質問に運び、テレビ放送し、議会だよりに掲載することにより、これ集落のほうから需要が上がってくる可能性があるんですけれども、公民館連絡協議会などでこの集落支援員について議題として取り上げることはできないのかなのか伺います。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 公民館が出ましたので教育委員会が考えるのかなと思います。あれです、当然今おっしゃったように議会だより、あるいはテレビ等で集落支援員制度があるならうちもということは出てくると思う。ただ現状では1名しかいない、現状では。ですから難しいです。

よね、現実としては。ですから、先ほどから言いますように、兼任制度が何とかできないかとか、先ほど言いましたように緑の協力隊が終わったからとかそういう形もまだ先のことで、あるいは兼任ができないかとか、それは当然、集落支援員については募集はかけます。当然かけます。

また、教育委員会サイドが公民館関係は持っておりますから、教育長にお願いして、公民館長会があったときにこの中で集落支援員、誰かおられませんかと、そういう把握にはお願いをすることは当然、私のほうからまたお願いをするし、こういう答弁をしましたので、教育長は理解していただけたと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 需要を把握する際に、ぜひ参考にしていただきたいのが、もし把握されるのであれば、本年度、総務省は集落支援員の事例についてまとめると先日ニュースで見ました。なので、本当に来年度に当たっては集落支援員を制度を本町に導入強化するに当たってうってつけの年だと私は思っております。なので、本年度すぐすぐは難しいと思いますが、来年度に向けて集落支援員の検討と就任までいけばいいですけど、しっかりと検討していただきたいと思います。

これで質問終わりますが、町長に見解をお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 集落支援員制度の必要性というのはもう十分認識をしておりますし、そのような形で答弁させていただいておりますので、今、久保議員からおっしゃったようにそういう取組を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、久保優一君の質問は終わりました。

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時06分散会
